

○福津市自転車等駐車場条例施行規則

平成20年12月1日

規則第37号

改正 平成31年2月26日規則第2号

福津市自転車駐車場条例施行規則(平成17年福津市規則第99号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、福津市自転車等駐車場条例(平成19年福津市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有料の自転車等駐車場の利用申請等)

第2条 条例第2条第1号で規定する有料の自転車等駐車場(以下「有料駐車場」という。)の定期利用をしようとする者は、福津市自転車等駐車場定期利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき許可した者(以下「定期利用者」という。)に対し、定期利用許可証(様式第2号)及び駐車証(様式第3号)を交付する。

3 定期利用者は駐車証の交付を受けたときは、当該自転車等の車体後部の見やすい箇所に貼り付けるとともに、定期利用許可証を携帯し、管理員から請求があった場合は、掲示しなければならない。

4 有料駐車場を一時利用しようとする者は、入場の際に一時利用券(様式第4号)の交付を受けなければならない。

(定期利用許可証等の再交付)

第3条 定期利用者は、定期利用許可証又は駐車証の紛失、汚損及び破損により再交付を受けようとするときは福津市自転車等駐車場定期利用許可証等再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請を受理したときは、当該定期利用者に定期利用許可証又は駐車証を再交付する。

(使用料の納付)

第4条 有料駐車場を定期利用しようとする者は、福津市自転車等駐車場定期利用許可申請書を提出する際に使用料を支払わなければならない。

2 有料駐車場の一時利用しようとする者は、入場の際に使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第12条の規定による使用料の減免は、定期利用に限り、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者が利用するとき 半額

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき 半額

(3) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定

都市の長から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき
半額

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき 半額

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき 市長が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、福津市自転車等駐車場使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第13条に規定する使用料の還付を受けようとする者は、福津市自転車等駐車場使用料還付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 条例第7条の規定により市長が指定管理者に管理を行わせる駐車場は、条例第2条に規定する駐車場とする。

2 指定管理者が有料駐車場の利用許可を行う場合は、第2条の規定を準用する。

3 指定管理者が定期利用許可証等の再交付を行う場合は、第3条の規定を準用する。

4 指定管理者に利用料金を納入する場合は、第4条の規定を準用する。

5 指定管理者が利用料金を免除する場合は、第5条の規定を準用する。

6 指定管理者が利用料金を返還する場合は、第6条の規定を準用する。

7 第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項により準用する場合において、様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第7号の様式中「福津市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(公示事項)

第8条 市長が条例第18条第2項の規定により、公示する事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第1号に掲げる各項目のうち不明なものについては、この限りでない。

(1) 自転車等(条例第4条に規定する自転車等をいう。以下同じ。)の車種、防犯登録番号、車体番号、住所、氏名等

(2) 保管した自転車等が駐車されていた場所

(3) 保管期間及び保管場所

(4) 駐車確認期間及び移動日

(5) その他必要と認められる事項

(自転車等の返還手続)

第9条 市長は、保管した自転車等を利用者及び所有者に返還するときは、返還を受ける者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその自転車等の返還を受けるべき利用者及び所有者であることを証明させて、返還するものとする。

(処分)

第10条 条例第18条第3項に規定する処分は、同条第2項に規定する公示をしたにもかかわらず、公示の日から60日を経過しても、利用者等が引き取らない自転車等について行うものとする。

(駐車場における損害の責任)

第11条 駐車場(条例第2条に規定する駐車場をいう。)に駐車する自転車等の損傷又は滅失について、市は賠償の責めを負わない。ただし、その自転車等の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠った時はこの限りではない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第2条から第5条については、平成20年11月20日から施行する。

附 則(平成31年2月26日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

福津市自転車等駐車場定期利用許可申請書

年
月
日

福津市長

様

(指定管理者)

申請者

住所

氏名

電話番号

福津市自転車等駐車場を定期利用したいので、福津市自転車等駐車場条例第11条の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用施設名称	
利用区分	☐ 一般 ☐ 学生 (学校名)
利用種別	☐ 自転車 ☐ 原動機付自転車
防犯登録番号(自転車)	
ナンバープレート (原動機付自転車)	
条例第12条該当	申請書添付 ☐ 有 ☐ 無

受付日	定期番号	利 用 期 間				金 額	
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月	
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月	
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月	
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月	
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月	
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月	

受付日	定期番号	利 用 期 間				金 額
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月
		年	月	日	から 年 月 日まで	ヶ月

様式第2号(第2条関係)

(表面)

定期利用許可証			
No.	氏名		
利用種別	学生 自転車	一般 原付	の別
有効期限			
	から		
	まで		
施設名称：			

(裏面)

注意事項
1 駐車証を自転車等の車体後部の見やすい箇所に貼付け、この定期利用許可証は係員から請求があった時は本券を提示してください。
2 自転車等は所定の位置に利用者自らが駐車してください。
3 盗難防止のため、必ず施錠してください。
4 駐車場に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。
5 ご利用中に許可証の有効期限が切れた場合、それ以降については一時利用料金を超過料金として徴収いたします。
6 発火、引火又は爆発の恐れのある物品、著しく悪臭を発する物品等を駐車場に持ち込まないで下さい。
7 場内で発生した盗難等の事故については、一切の責任を負いかねます。
8 以上のことのほか、場内の係員の指示に従ってください。

様式第3号(第2条関係)

駐車証	
No.	
有効期限	
	から
	まで
施設名称：	

様式第4号(第2条関係)

(表面)

福津市 自転車等駐車場
一時利用 (1日1回限り)
お願い この券をハンドルに取り付けてください。 お帰りの際にこの券を返してください。
種別(自転車or原動機付自転車の別)
使用年月日 (〇〇. 〇〇. 〇〇)
No. 〇〇〇〇

(裏面)

この部分を上にはがす
注意事項
1 本券をハンドル等に巻き付けてください。
2 所定の位置に利用者自らが駐車してください。
3 盗難防止のため、必ず施錠してください。
4 駐車場に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。
5 本券は利用する日の一回の入退場のみ有効です。
6 発火、引火又は爆発の恐れのある物品、著しく悪臭を発する物品等を駐車場に持ち込まないで下さい。
7 駐車場は、駐車場所を提供するもので、自転車をお預かりするものではありませんので、自転車等の紛失、損傷には一切の責任を負いません。
8 以上のことのほか、場内の係員の指示に従ってください。

様式第5号(第3条関係)

福津市自転車等駐車場定期利用許可証等再交付申請書

年 月 日

福津市長 様
(指定管理者)

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊟
電話番号 _____ — —

福津市自転車駐車場条例施行規則第3条の規定により、定期利用許可証等の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付を受けたい証票	☐ 定期利用許可証 ☐ 駐車証
利用区分	☐ 一般 ☐ 学生
利用種別	☐ 自転車 防犯登録番号 () ☐ 原動機付自転車 ナンバープレート ()
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
定期利用許可番号	
再交付の理由	

(管理者記入欄)

受付日	年 月 日	条例12条該当	申請書添付 ☐ 有 ☐ 無
再交付日	年 月 日	担当者氏名	
再交付番号		備考	

様式第6号(第5条関係)

福津市自転車等駐車場使用料減免申請書

年 月 日

福津市長 様
(指定管理者)

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____ — —

福津市自転車等駐車場条例第12条の規定に基づき、駐車場の利用に係る使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

減免を申請する理由	
利用種別	☐ 自転車 ☐ 原動機付自転車
減免期間	☐ 1箇月 ☐ 3箇月 ☐ 6箇月
	年 月 日から 年 月 日まで

(管理者記入欄)

受付日	年 月 日	担当者氏名	
許可日	年 月 日	添付書類	
定期利用 許可番号		正規の使用料より 減免する額	

様式第7号(第6条関係)

福津市自転車等駐車場使用料還付請求書

年 月 日

福津市長 様
(指定管理者)

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____ — — _____

福津市自転車等駐車場条例第13条の規定に基づき、使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

使用料還付の理由	
還付を請求する額	円

(管理者記入欄)

受付日	年 月 日	使用料還付日	年 月 日
担当者名		還付決定金額	円
許可証回収	☐ 有 ☐ 無	本人確認書類	

(受領時記入欄)

本人記名・受領印	印
----------	---

様式第1号(第2条関係)
様式第2号(第2条関係)
様式第3号(第2条関係)
様式第4号(第2条関係)
様式第5号(第3条関係)
様式第6号(第5条関係)
様式第7号(第6条関係)